

理 由 書

今回、区域区分の境界となっていた地形地物等が変更されたことに伴い、準防火地域を変更するものです。

上今泉三丁目地区については、令和2年国勢調査による人口集中地区としての区域指定に伴う市街化区域への編入に伴い、準防火地域を指定するものです。

中新田丸田地区については、土地区画整理事業を円滑に進めるため、市街化区域に編入されたのと同時に、暫定的に第一種低層住居専用地域に指定しています。この度、土地区画整理事業において、居住機能を中心とした複合的な新市街地の形成に資する、より詳細な土地利用計画が定まったことから、本区域の用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種住居地域に変更することに伴い、市街地における都市防災機能の向上を図るため、本市の指定基準に基づき、準防火地域を指定するものです。